

参考仕様書

1 件名

新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例周知・啓発業務委託

2 目的

令和6年6月21日に施行された新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例（以下「本条例」という。）は、新宿駅周辺地域における路上飲酒の制限や迷惑行為の禁止等を規定しており、広く来街者に対し、特に、ハロウィン期間における路上飲酒制限を実施について周知することで、新宿駅周辺地域における安全で秩序ある環境を確保することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年11月1日（日）まで

なお、納品の期限は、サイネージ動画は令和8年8月14日（金）とし、啓発ポスター、チラシに関しては令和8年9月18日（金）とする。

4 納品場所

新宿区危機管理課

5 委託業務の内容

(1) 啓発ポスター、チラシのデザインの版下作成

受託者は、委託者からの指示等に基づき、本条例の趣旨を分かりやすく伝えるために、路上飲酒の制限や迷惑行為が禁止になることが一見して理解できるようなシンプルなポスター及びチラシデザインの版下を作成（イラストの作成、写真の撮影、画像の加工等の作業を含む。）すること。

また、作成した版下は、jpg データ及びPDF データで区に提出すること。

(2) ポスター及びチラシの印刷

前号により作成した版下に基づき、校正及び区の確認を受け、校了後、数量を印刷する仕様は以下のとおり

ア ポスターの印刷

- 判型：B2 判（縦）
- 用紙：ニューユポ FGS150
- 色数：4C
- 部数：100 部（内 50 部英語版）
- 色校正：1 回

イ チラシの印刷

- 判型：A4 判（縦）
- 用紙：FSC ユトリログロスマット 46 判 110kg
- 色数：4C（片面）
- 部数：1,000 部（内 500 部英語版）
- 色校正：1 回

(3) サイネージ動画の作成

100 m²程度の街頭放映設備でも放映可能な解像度を要する。仕様は以下のとおり

- 再生時間は 30 秒以内
- 上記ポスター・チラシとデザインを合わせることは問わない
- 日本語版、英語版動画を縦長、横長それぞれ 1 種類ずつ作成

- ナレーションあり（音声・字幕両方）
- サイネージ動画はアニメーション若しくは著名人を起用し作成すること
- 新宿区のパソコンで再生可能かつ YouTube 及び X に掲載可能なデータとし、外国人にも一見して理解できるような仕様にする。
- 上記 SNS 用として、日本語版に中国語、韓国語の字幕を掲載した動画も作成すること。

(4) ハロウィン当日までの対応

令和 8 年 10 月 1 日以降、順次、ポスター掲出、チラシの配布、動画の公開を開始すること。動画公開にあたり、動画の再生トラブル等の不測の事態に対応すること。

6 啓発ポスター及びチラシに必ず記載する事項

以下に記載の各項目については、必ずデザインに含めること。

(1) 文言

- 10 月 31 日午後 5 時から 11 月 1 日午前 5 時までの間、新宿駅周辺地域において、路上飲酒が制限されること（日本語版、英語版）
（路上飲酒が制限される新宿駅周辺地域の地図も添付）
- 禁止されている迷惑行為について（日本語版、英語版）

(2) 発行者

- 発行：新宿区危機管理担当部危機管理課

(3) 二次元コード

- 新宿区ホームページ「令和 8 年のハロウィンについて」
- URL：https://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01_000001_00197.html

7 サイネージ動画の中で必ず取り上げる事項

以下に記載の各項目については、必ずデザインに含めること。

(1) 文言

- 10 月 31 日午後 5 時から 11 月 1 日午前 5 時までの間、新宿駅周辺地域において、路上飲酒が制限されること
（路上飲酒が制限される新宿駅周辺地域の地図も添付）
- 禁止されている迷惑行為について

(2) 発行者

- 発行：新宿区危機管理担当部危機管理課

(3) 二次元コード

- 新宿区ホームページ「令和 8 年のハロウィンについて」

8 著作権

- (1) 本契約に使用する目的で作成したイラスト、ロゴ及び写真などの著作権は、すべて区に帰属するものとする。また、区が他の印刷物やホームページなどにそれらを使用する必要があると認めた場合は、著作権者及び受託者の同意なしに使用できるものとする。
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は受託者が負うものとする。

9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、区と定期的又は適時に協議を行うこと。
- (2) 感染症予防対策を講じて、本業務を実施すること
- (3) 新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。
- (4) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

問合せ先

危機管理担当部危機管理課危機管理係

電話：03-5273-3532

FAX：03-3209-4069

Email：kikikanri-bohan@city.shinjuku.lg.jp